

令和5年度入試から入試制度を見直します

1 目的

近年、県立高校を取り巻く状況が大きく変化してきており、一層、高校の魅力化を進めていくことが重要です。そのための一つの方法として、中学生が自分の得意分野や長所、進学目的にあった学びたい高校に積極的にチャレンジでき、学ぶ意欲を持って高校に進学できるよう、学区の弾力的な運用を含めた自己推薦入試の充実などの制度の見直しを令和5年度入試において行うこととしました。

また、各校のスクールポリシーに沿った、思考力や表現力をこれまで以上に問う入試を行うことにより、覚えたものを答える力だけでなく、これからの時代を生きていくために必要な力を、中学生が身に付けていく一つの契機とします。

2 内容

(1) 自己推薦入試の充実

自己推薦入試は、高校の「求める生徒像」をふまえて、生徒自らが、得意分野や長所、進学目的等を積極的にアピールして受験するものであり、その後一般入試もあることから、生徒はより積極的に学びたい高校にチャレンジすることができます。

この自己推薦入試を活用することで、県立高校が、魅力化を推進し、生徒から選ばれ、生徒が学ぶ意欲を持って入学することができるようにします。

① 自己推薦入試実施への積極的な取組

これまでの実施校※に加え、高松西高校、坂出高校(普通科)において、新たに自己推薦入試を実施します。

※ 三本松高校、石田高校、志度高校、津田高校、三木高校、高松工芸高校、高松商業高校、高松東高校、高松南高校、高松北高校、香川中央高校、農業経営高校、坂出商業高校、坂出高校(音楽科)、坂出工業高校、飯山高校、丸亀城西高校、善通寺第一高校(デザイン科)、琴平高校、多度津高校、笠田高校、高瀬高校、観音寺第一高校、観音寺総合高校、高松第一高校(音楽科)
以上の25校

② 思考力や表現力をみる面接の実施

出願時に提出する「自己PR書」の見直しを行い、高校の「求める生徒像」をふまえて、生徒自らが、得意分野や長所、進学目的等を積極的にアピールできるようにします。「自己PR書」等の内容に即した面接を行うことで、生徒の思考力や表現力をみます。

③ 募集割合の拡充(弾力化)

現在、普通科20%以内、専門学科・総合学科30%以内、デザイン科・美術科・音楽科50%以内を上限としている自己推薦入試の入学定員に対する募集割合を拡充し、普通科30%以内、専門学科・総合学科50%以内とします。

④ 学区の弾力的な運用

学区によって出願に制約のある普通科と理数科のうち自己推薦入試の実施校12校において※、入学定員の5%を上限とした他学区枠を設定します。

なお、入学定員の内数とします。

※ 三本松高校(普通科・理数科)、津田高校、高松東高校、高松南高校(普通科)、高松西高校、高松北高校、香川中央高校、坂出高校(普通科)、丸亀城西高校、琴平高校、高瀬高校、観音寺第一高校(普通科・理数科) 以上の12校

(2) その他の見直し

① 小豆島中央高校定時制課程の二学期制から三学期制への移行

三学期制とすることで、より個に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、年間を通じて評価の場を増やすことにより、より手厚い指導を可能にする体制を整え、全ての科目を通年での認定とします。三学期制へ移行することに伴い、学年途中からの入学については、これまでの秋季募集にかえて、転入学又は編入学の制度で個別に対応します。

② 海外からの生徒の受入れ

海外からの生徒がより出願しやすいよう自己推薦入試の出願資格に「学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者」を加えます。

<学校教育法施行規則第95条>

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 今後の予定

- 令和4年6月ごろ 各校の検査内容の発表
- 令和4年の秋ごろ 令和5年度入試の詳細発表